

藤 広 第 92 号

平成24年10月22日

藤 枝 商 工 会 議 所
会 頭 小 林 正 敏 様

藤枝市長 北 村 正 平

藤枝市行政施策および予算編成等に関する要望についての回答

日ごろから、藤枝市政に格段のご配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

ご提出いただきました要望書につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

1. インフラ整備

(1) 志太中央幹線の早期整備

天王町・本町・大手地区（左車地区）については、県道伊久美藤枝線の代替路線として、県が事業主体となり、平成23年度は用地測量と建物調査を実施し、平成24年度からは用地交渉を行っていきます。

国道1号から県道大富藤枝線までの約200m区間については、天王町・本町・大手地区の事業実施に合わせて協議しており、さらにその南側の県道大富藤枝線から県道上青島焼津線までの約1,600m区間は県道伊久美藤枝線の代替路線として県施行による整備を要望していきます。

しかし、上青島焼津線以南については、焼津市との市境を交互に通過する路線であるため事業主体は確定していませんが、志太地域の中央を縦断する広域幹線道路であることから、引き続き県施行で進めていただくよう、焼津市とともに要望していきます。

(2) 東名高速道路大井川藤枝スマートＩＣ周辺の有効な土地利用

東名高速道路スマートインターチェンジ周辺地域は、市街化調整区域内にあり、周辺の土地はほとんどが農地で、農振農用地も多く存在しています。この地域に物流施設や新たな企業誘致を行うためには、農振法、農地法の規制解除が前提となりますが、この地域は、さらに国営大井川用水土地改良事業区域内にあり、他地域よりもさらに農地からの除外や転用が難しい地域になっています。したがって、大きな物流機能を有する企業の立地は大変難しい状況にあります。今後、隣接する焼津市との土地利用の整合を図り、開発手法について関係機関と連携・調整を図りながら進めていきます。

(3) 国道１号バイパス４車線拡幅整備の早期実現

国道１号藤枝バイパス４車線化の整備促進については、静岡市と藤枝市において組織する「国道１号バイパス（静岡藤枝間）建設促進期成同盟会」により、広幡インターから野田インター間の４車線化拡幅整備の早期事業化について、国土交通省中部地方整備局及び国土交通省静岡国道事務所に要望活動を実施しています。また、合わせて、政府与党の民主党静岡県連に対しても、地元の声を中央官庁に届けていただくよう要望書を提出しています。

また、藤枝市議会においても静岡市議会と組織する「高規格道路整備促進静岡藤枝地域議員連盟」において市と連名の要望書を作成し、国土交通省中部地方整備局等に要望活動を実施しているところです。今後も引き続き市議会及び静岡市と連携して早期実現に向けた要望活動を行っていきます。

(4) 都市計画道路小川島田幹線の未着手区間の早期整備

小川島田幹線の焼津市境以西の兵太夫下地区までの延伸については、県道高洲和田線の代替路線として県に施行を要望していきます。

青洲橋以東の高洲・高岡地区については、整備区間が1,720mと長く、多くの建物移転が必要となり、莫大な事業費が見込まれることから、現時点では事業化できる状況にありません。しかしながら、小川島田幹線は、南部地域における市民の皆さんの利便性の向上と、周辺地域の産業振興のために、大変重要な幹線道路であると認識していますので、整備手法について研究していきたいと考えています。

(5) 天王町仮宿線の未着手区間の早期整備

天王町仮宿線の潮・仮宿地区において、新東名への連結道路であるロングランプの整備により、分断される生活道路の代替路線として、平成13年度から事業着手し、平成25年度までに延長約420メートルの整備を進めています。更に北側への延伸については、周辺土地利用計画を考慮し、整備に向けて準備を進めていきます。

なお、藤岡地区の葉梨川架橋を含む整備については、道路整備プログラムにおいて、長期計画路線（平成33年度以降）となるため、整備の時期は定まっていません。

(6) 新東名高速道路 I C 周辺の有効な土地利用

新東名藤枝岡部 I C 周辺については、東名焼津 I C との距離が約5kmと近接しているとともに、この間には、国道1号や国道1号バイパス、これらをつなぐ道路が整備されるなど、交通の利便性が非常に高い地区です。

この利便性を活かすため、本市では平成23年3月に策定した第3次国土利用計画において、藤枝岡部 I C 周辺を「新産業地ゾーン」と位置づけています。また、本市には「茶」「みかん」「椎茸」などの豊富な農林産物、静岡大学農学部附属地域フィールド科学教育センターなどの地域資源があり、貴会議所を含む関係機関とともに農商工連携へ

の取り組みなどを推進しています。このため、現在、本市では藤枝岡部 I C 周辺について、食と農業を活かした新たな産業集積等を視野に入れた土地利用構想の策定を進めているところです。

課題としては、藤枝岡部 I C 周辺が市街化調整区域内であり、大半が農業振興地域における農用地区域内の農地（青地農地）であることから、都市的な土地利用が制限されるとともに、農業振興に資する一部の施設においても立地が制限されています。これらへ対応するためには国や県との調整が必須です。県においては、安全・安心で魅力ある県土“ふじのくに”の実現を目指し、県と市町が総結集した「内陸フロンティアを拓く取組」を推進していくことから、本市もこの取り組みに参画し、国に対する総合特区申請など、様々な展開を図っているところです。

地域資源や地域特性を最大限に活用し、藤枝岡部 I C 周辺が本市の新たな発展、産業振興の核となるよう、積極的に取り組んでいきます。

2. 産業振興

(1) 公共工事・物品調達等にかかる地元事業者の積極的活用

本市が発注する工事、物品購入、役務の調達、業務委託等については、これまでも地域経済活性化の見地から、地元業者への積極的な発注に努めてきているところです。

公共工事においては、市内業者だけによる等級指定型一般競争入札を中心に組み立てており、特に入札に付さない小規模な工事については、基本的にはすべて市内業者に発注しています。

今後も地元業者への発注については、基本的な原則である公平性、競争制、透明性の確保を十分念頭に置きながら、公共工事その他の公共調達が地域の活性化や中小零細企業の育成に一層役立っていけるよう鋭意努めていきます。

(2) 藤枝市特産物（お茶・しいたけ）の積極的PR

市茶振興協議会が主体となり、これまでも「藤枝かおり」や「朝比奈玉露」を活用したイベント等でのPR活動、お茶の淹れ方教室の開催など消費拡大のための事業を行ってきました。今年度は更にお茶とスイーツを絡めたイベントや、お茶の効用についての講演会を予定しています。今後も、関係機関と連携・協力し、あらゆる方面から様々な形で、お茶の良さや「茶どころ藤枝」をPRする事業を積極的に展開し、消費拡大に繋がるよう努めます。

また、しいたけについては、これまで市椎茸振興協議会が中心となって効能PRやレシピ提案、料理教室支援など消費拡大のための事業を行ってきましたが、これらに加え、風評被害対策のための勉強会も貴所と共催で開催したところです。今後も、消費拡大活動を積極的かつ地道に続けていくことが重要であり、しいたけの良さが再認識され、消費が戻ってくるための取り組みを関係団体や業界と連携して進めていきます。

なお、学校給食では3回に1回の頻度で献立にしいたけを使用しており、今後も地場食材の使用比率を高める地産地消の取り組みを進めていきます。

(3) 設備資金利子補給制度に係る補給対象資金の運転資金への拡大

「設備投資資金利子補給制度」については、県の融資制度である「経営改善資金」や(株)日本政策金融公庫の融資制度である「小規模事業者経営改善資金(マル経資金)」等を、設備投資目的で借入した事業所に対して、借入利子の一部を補給するもので、資金の名称のとおり設備投資が条件となります。

既に本市には、運転資金で借入できる「短期経営改善資金」と「景気対策特別貸付金」の2つの融資制度があります。また、短期経営改善資金には利子補給制度も設けています。

運転資金を活用したい市内事業者の方々には、「短期経営改善資金」や「景気対策特別貸付金」の利用も考慮していただきたいと思います。

なお、商工会議所が取り扱っている「小規模事業者経営改善資金(マル経資金)」を運転資金として借入している事業所への利子補給制度については、中小企業金融円滑法の期限が切れることや消費税率の引き上げ等による今後の経済状況、中小企業者の資金の借入状況等を精査する上で、新たな利子補給制度として検討していきます。

最後に、申請添付書類の省略など利用者の事務負担の軽減についてですが、この資金は対象が借入日より2年となるため、2年目には提出不要の書類もあります。現時点では、必要最小限の書類の提出を求めていますので、ご理解をお願いします。

3. 環境・街づくり

(1) 史跡等の整備と保存

市内に残る豊富な歴史的遺産を、市の財産として保存し後世に伝えていくことは非常に大切なことです。それに加え、そうした歴史的遺産を市の個性・魅力として市内外にアピールし、来訪者の増加に結びつけていくことも必要だと考えています。

市では昨年度、市指定史跡となっている千貫堤の保存を目的として一部の土地を購入しました。また、市を代表する田中城跡については、より親しまれるような魅力のある史跡となるよう、本年度から来年度にかけて保存整備計画を策定しているところです。

街道、宿場の文化財の保存・伝承については、その歴史文化資源を活用した地域づくりと情報発信や交流の場とするため、岡部宿内野本陣史跡整備事業を実施しています。

江戸時代の面影を今に伝える東海道の松並木については、現在、指定範囲の拡大を検討しており、その他の史跡についても、看板の設置（修理）など順次整備を進めるとともに、旧東海道を訪れた方が迷うことなく散策しながら市の歴史や文化を堪能できるよう、案内サインやルートマップの作成を計画しています。

そのほか、街道に関わる史跡や名所、昔ばなし、食や産業などの履歴を調査し、後世に伝えるための市民・行政の協働事業としての仕組みと仕掛けを構築していきたいと考

えています。

また、市内の地名については、地名の記載された歴史的資料を収集することに努めていきたいと考えています。

現在、市ではこうした市内に存在する多くの歴史的資料や文化財の価値や意義を、わかりやすく解説した『図説 藤枝市史』刊行の準備を進めています（来年3月刊行）。

今後とも、市にとって重要な歴史的遺産の洗い出しと保存・整備、情報提供に努めていきます。

(2) 「美しい街づくり」の規範制定

市では地域の環境美化を推進するため、市民一人ひとりの意識を向上させ、だれもが快適な暮らしができる生活環境を確保することを目的として、平成15年に「藤枝市まちをきれいにする条例」を制定しています。この条例において、不法投棄の禁止、ごみ（缶、瓶、紙、プラスチックその他の容器及び包装、たばこの吸い殻、ガムのかみかす、紙くず、その他不用物）のポイ捨てを禁止しており、環境美化推進員や環自協の皆さんのご協力をいただきながら、地域の環境美化を推進しているところです。

本市では既に、条例によりごみのポイ捨て等を禁止していることから、新たに規範の制定をすることは現在のところ考えていません。既定の条例の住民への更なる周知を図りながら、今後も地域の環境美化に努めていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いします。

(3) 大型店・フランチャイズチェーン加盟店等の地元商店街及び商工会議所等への加入を促すガイドラインの制定

地域の商店街をはじめとする事業者は、地域経済の振興だけでなく、地域コミュニティの中核として地域活動に積極的に関わり、地域に貢献していくことが求められています。

大型店・フランチャイズ加盟店等についても、地域商業者と連携、強調を図っていくことが重要であると考えており、そのためにも地域商店街や商工会議所、商工会の会員に加わることは、地域経済活動団体の基盤の強化に繋がることと認識しています。

そこで、本市では平成21年度から「藤枝市土地利用事業の適正化に関する指導要綱」を通じて、1,000㎡以上の土地利用事業の案件に該当する大型店・フランチャイズ加盟店等の出店に対し、「藤枝商工会議所・岡部町商工会、地域商業者と連携、強調を図り、地域貢献に取り組むこと」を指示事項として加え、これら団体の活動に協力することを指導し、加入を促しているところです。

また、平成23年度からは、「藤枝市商業振興戦略」の中に「藤枝市商業立地ガイドライン」を定め、エリア別に「地域課題を解決するため商業者に求める役割を示すガイドライン」を設定し、土地利用事業の案件に対し「地域貢献に取り組むこと」を求めているところです。

市としましては、現在あるガイドラインを基に指導を徹底し、市内に出店する大型店・フランチャイズ加盟店等の地域商店街や商工会議所、商工会の会員への加入を促し、地域経済活動団体の基盤の強化につながるよう働きかけていきます。

以上